

平成29年10月20日

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
福祉用具貸与事業所 管理者 様
短期入所生活介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所

今治市健康福祉部
高齢介護課長

短期入所生活介護事業所における福祉用具貸与等について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

短期入所生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所における福祉用具貸与等の取扱いについて、下記のとおりとしますのでご参照ください。

記

1 短期入所生活介護事業所において備えるべき福祉用具について

短期入所生活介護について、国の基準を受けて作られた県条例に次の規定があります。

指定短期入所生活介護事業所には・・・指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)第151条第3項)

この「備品等」が具体的に何を指しているかは、明示されておりませんので、サービス内容が類似する介護老人福祉施設において備えるべき備品を参考に考えます。

介護老人福祉施設における備品については、次のようなQ&A(施設サービス共通)があります。

Q ベッド、車いす、体位変換器等直接介護に要する備品については、居住費範囲に含めるのか。

A これらの福祉用具については、介護報酬において評価しているものであり、居住費の範囲に含めない。(17.10.27 介護制度改革information vol.37 平成17年10月改定Q&A(追補版)等について)

Q 施設において褥そう防止用にエアマットを使用した場合、その費用を利用者から徴収できる

か。

A エアマットは利用料に含まれる施設サービスとして利用者に供するものであり、徴収することはできない。(13.3.28 事務連絡 介護保険最新情報vol.106 運営基準等に係るQ&A)

上記Q&Aにより、介護老人福祉施設においては、備品としてベッド、車いす、体位変換器、床ずれ防止用具等の介護に要する福祉用具を備える必要があり、費用の徴収を行ってはならないこととなります。そして、短期入所生活介護事業所もこの扱いに準ずるものと考えられます。

しかし、短期入所生活介護事業所は、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するもの※1」である介護老人福祉施設と全く同じ基準で福祉用具を備えなければならぬわけではありません。短期入所という性質、介護老人福祉施設のように要介護度の重い方のみを対象としていないこと等を考慮すると、短期入所生活介護事業所において備えるべき福祉用具については、次のように考えられます。

通常の機能を有する福祉用具を相当数※2備える必要はあるが、利用者個々の状態に応じた特別なものまでを備える必要はない(標準的なものを備えておけば、短期間で入れ替わることが想定される利用者一人ひとりに合ったものを常に用意する義務までは課されていない)。

※1 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第64号)第12条第1項

※2 相当数とは、短期入所の定員や利用実績から勘案して、通常必要と考えられる数

2 短期入所生活介護事業所における福祉用具貸与の可否について

上記1から、標準的な福祉用具については短期入所生活介護事業所において相当数備えなければならない、通常は事業所において利用するため、利用者が福祉用具の貸与を受ける必要はないということになります。また、そもそも福祉用具貸与は、あくまで居宅サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条参照)であり、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう※3」行われるものです。したがって、居宅以外の事業所等における利用は原則できません。

これらを踏まえた上で、次の場合においては、短期入所生活介護事業所における福祉用具貸与費の算定を認めます。

- (1) 短期※4の利用の場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を利用者の希望(使い慣れた物を使用したい等)により短期入所生活介護事業所に持ち込んで使用する場合(あくまで利用者が希望する場合で、事業所の側から持ち込みを強要することは許されない)。

- (2) 担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、事業所において生活を継続するには福祉用具が必ず必要だが、備えられている福祉用具の利用が本人の心身の状況から考えて困難と判断される場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場合（施設で用意されている福祉用具で対応できないかを十分に検討すること。）。
- (3) 短期入所生活介護事業所が相当数の福祉用具を備えていたが、特定の福祉用具を必要とする利用者が想定より多いことにより当該福祉用具が不足しており、かつ、その状況において、その短期入所生活介護事業所でなければならぬ理由がある場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場合(短期入所生活介護事業所は、当該福祉用具の追加購入を検討すること。)
- (4) その他短期入所生活介護事業所において福祉用具の貸与を必要とする特別の事情がある場合
- (2)、(3)及び(4)の場合は、必ず事前に高齢介護課に相談をしてください。

※ 3 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第248条

※ 4 心身の状況やその置かれている環境から一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるため、短期入所生活介護を利用する場合（居宅に戻ることが困難で、施設の空きを待たために短期入所を継続して利用する場合は含まれない。）

3 短期入所生活介護を受けている間における居宅での福祉用具貸与費の算定について

月のほとんどを短期入所生活介護事業所で過ごし、数回居宅に戻る場合に、居宅において福祉用具が必要であることから継続して貸与を受けている（月の初日から月末まで福祉用具の貸与を受けている）のであれば、1月分の算定が可能です。「福祉用具貸与費については、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。」**※ 5 ※ 6**とされているからです。なお、あくまで「算定が可能」とされているのであり、貸与事業者の都合によって、その都度の回収、設置を行わないことにより貸与が継続される場合は、日割り又は半月単位の計算も検討してください。利用者の負担減のためにはそのような対応が望まれます。なお、貸与を継続していても、当該月に利用者が在宅にいないことが、予めわかっている場合は、算定できません。

※ 5 これは居宅において利用する場合の通知です。短期入所生活介護事業所に入退所する度に居宅における福祉用具について契約締結と設置、契約解除と回収を行うのが煩雑であるため、短期入所中も居宅において福祉用具を継続して設置すること及びその間の貸与費の算定

を認めたものと解釈されます。

- ※6 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

4 小規模多機能型居宅介護事業所における取扱いについて

短期入所生活介護事業所と同様に「宿泊」の機能を持つ小規模多機能型居宅介護事業所における福祉用具貸与についても、上記と同様の取扱いとします。

（参考）

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。（今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）第86条第1項

なお、これらの見解と異なる通知等が国から発出された場合は、それに合わせて取扱いを変更させていただきますのでご了承ください。

高齢介護課
介護保険担当
0898-36-1526